

◎災害救助法の一部を改正する法律

(平成三〇年六月一五日法律第五二号)

一、提案理由 (平成三〇年五月一七日・衆議院災害対策特別委員会)

○小此木国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました災害救助法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

法律案は、東日本大震災、平成二十八年熊本地震を教訓に、いつ起こるかわからない災害に備えるため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図ることを目的とするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、救助実施市の長による救助の実施についてであります。

防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する救助実施市の長が、その区域内において一定の程度の災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助を行うこととしております。また、指定は救助を行おうとする市の申請により行うこととしております。さらに、内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聞かなければならないこととするともに、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならないこととしております。

第二に、都道府県知事による連絡調整についてであります。

都道府県知事は、救助実施市の区域及び救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した一定の程度の災害に際し、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこととしております。

第三に、救助に要した費用の支弁区分についてであります。

救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁することとしております。

第四に、国庫負担についてであります。

国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が一定の額以上となる場合において、その一部を負担することとしております。

第五に、災害救助基金についてであります。

救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならないこととしております。また、都道府県及び救助実施市の災害救助基金の最少額は、都道府県の地方税法に定める普通税の収入額の決算額をもとに算定した額とし、災害救助基金が最少額に達していない場合は、一定の金額を積み立てなければならない

こととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

二、衆議院災害対策特別委員長報告（平成三〇年五月二五日）

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災、平成二十八年熊本地震を教訓に、今後の災害に備えるため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図ろうとするもので、その主な内容は、

内閣総理大臣の指定する救助実施市の長が、その市の区域内において災害救助を行うこと、

内閣総理大臣が救助実施市の指定をしようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聞かなければならないこと、

都道府県知事は、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこと、

救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁することとし、国庫は、その合計額が一定の額以上となる場合において、その一部を負担すること、

救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならないこと

等であります。

本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、翌十七日に小此木防災担当大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十四日に質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院災害対策特別委員長報告（平成三〇年六月八日）

○河野義博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の意義及び期待される効果、救助実施市の指定に際しての基準及び手続、制度の見直しに係る都道府県の懸念への対応、都道府県知事による連絡調整機能の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって

御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。